



宮 崎 県 公 報

平成22年5月18日(火曜日)号外 第43号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更…………… (畜産課) 1

頁

告 示

宮崎県告示第 296号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成22年宮崎県告示第292号の3)を次のとおり変更する。

平成22年5月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし(生体に限る。)

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 292号の3の1の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 西都市大字山田の一部(井出ヶ平、川原前、瀬志子、屋敷田、仮屋田、下鶴、大豆太郎、六田、下集、松木田、内之丸、迫間、東平田、西平田、宮田、堤川内、葉山、亀代、熊田、久保田、諏訪田、後川内、萬五郎、北ヶ迫、原屋敷、堂免、内田、柳木ヶ丸、左右衛門田、上屋敷、佐一田、伝蔵田、城平、右右衛門田、弥兵衛田、開田、一位迫、奈良木、下島、上島、高橋、大迫、御堂迫、高下、壱丁田、前ヶ迫、下母袋ヶ迫、上母袋ヶ迫、六野原、上三反田、下三反田、上重、青木、鋒田、菅ヶ迫、小園、南迫、山神田、小山、松ヶ谷、切通、城越、鈴野、梨子木、中之谷、荒神田、小迫、後庵、吉田ヶ迫、小尻谷、立花、野口、池通、早稲田、堀切、柳木ヶ当、池ヶ迫、永迫、梅木谷、花切、牽牛迫、紺屋田、板ヶ迫及び駄良迫)、大字荒武の一部(菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、ハヶ廻、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮文、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、三ッ谷、堀下、鳥喰、今市、水落、今市山下、百堀、山口、西前亀甲及び延命寺原)、大字岩爪の一部(後廻及び椿堀)、大字加勢の一部(山之口及び八舂蒔)、大字上三財の一部(板ヶ迫、刈ヶ迫、田中、霜月田、松木田、野下、六田、牧野、平山、宮前田、上宮、中嶋、法乗田、岩井谷、水手洗、浜ヶ谷、南谷、瀬戸、財谷、中ヶ原、堂ヶ迫、京田、小野前田、井出下、五反田、室別府田

、金倉川原、金倉前田、雑敷、小野、名分、仮屋川原、二反栴、六田、仁田脇前田、仁田脇、真米、上中川原、丸岡下、元地原、大角田、土平、田野、長迫、雷野、百井、安部、棧敷野、囿、横井手、中村下、畑下、石田鶴、福王寺前田、元山川原、屋敷内、大谷、古ノ原、元山、鶴畑、沖ノ田、水喰、上ノ原、河平、牧堀、大高野、徳財、柳ヶ迫、上ノ丸、松ヶ迫、永保、山神迫、後迫、下高野、上高野、歩坂、中村、金倉、諏訪下、諏訪川原、門田下、上宮川原、門田前田、北水戸、諏訪牟田、諏訪、外原牟田、下外原、大將軍原、西宝来、金倉上、町松、常心原、谷川上、一堂前、高野前及び仮屋堀)及び大字下三財の一部(古城下、観音寺川原、柳ヶ丸、小坂ヶ廻、大板ヶ廻、松永廻、観音寺廻口、山下、谷ノ口、芹田、小丸、岩下、内之丸、間田、曾宮、小山下、中水流、中鶴、古川、長割、彼岸田、堤内、西牟田、外原牟田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷及び外原屋敷)

イ 宮崎市大字塩路、大字島之内、大字広原、大字瓜生野、大瀬町、池内町、大字新名爪、大字芳土、村角町、阿波岐原町、山崎町、新別府町、吉村町の一部(浮ノ城、井手ノ中、引土、境目、江田原、坂元、上無田堤、正光寺前、西田、大田ヶ島、中無田、天神前、冬治、嶋田、北原及び網掛)、波島1丁目、波島2丁目、大島町、東大宮1丁目、東大宮2丁目、東大宮3丁目、東大宮4丁目、南方町、花ヶ島町、南花ヶ島町、平和が丘北町、平和が丘東町、平和が丘西町、大字上北方、下北方町、新城町、浮之城町、権現町、北権現町、柳丸町、下原町、江平東町、江平中町、江平町1丁目、江平東1丁目、江平東2丁目、江平西1丁目、江平西2丁目、神宮東1丁目、神宮東2丁目、神宮東3丁目、神宮町、神宮1丁目、神宮2丁目、丸山1丁目、丸山2丁目、船塚2丁目、船塚3丁目、神宮西1丁目、神宮西2丁目、矢ノ先町、霧島2丁目、霧島3丁目、霧島4丁目、霧島5丁目、祇園2丁目、祇園3丁目、祇園4丁目、大字小松の一部(下川原、上川原、宅宮、受別府、栗屋敷、霧島、森本、町屋敷、竹ノ内、高松、下中島、水町、西堀及び上中島)、大字跡江の一部(間越、長割、間越前、無田ノ上、雀田、井尻、春田、城ノ下、間越後、堂原、上水流、大畑、後方、土手外、上ノ迫、坂ノ下、宮ノ馬場、下水流、大屋敷、寺ノ前、沖ノ田、深田、石迫、城平及び踏田ノ前)、大字有田の一部(七ツ枝、原田、中島、上水流、中水流、札立、川畑、道ノ上、下水流、六路、水流田ノ上及び島崎)、大字糸原の一部(四反田、樋渡、

山口、天ヶ山、鎌瀬町、小西、四ツ枝、六反田、岩瀬、池ノ内、葛元、町屋敷、一町田、干物作、岩坂、野間、法丈、木ノ元、北田、下馬場、表馬場、上藪、戸森、前向、城ノ下、上水流、水流及び中水流を除く。）、大字金崎、大字堤内の一部（川除を除く。）及び大字吉野の一部（大原、寺田、弥内橋及び樋ノ口を除く。）」

ウ 国富町大字岩知野、大字塚原、大字木脇、大字三名、大字伊左生、国富町大字八代北俣、大字宮王丸の一部（北畑、南畑、新畑、内ヶ迫、鶴田、赤池、南村、岩元、高添、北村、城ノ下及び袴田）、大字本庄の一部（太田原、大蔵元、稲荷ノ下、高爪、出来所、万所、上代、堂ノ下、久保水流、立野、野間田、京田、原ノ坊、祝子藪、柴原、平田、高丸、瀬戸田、松川、御才藪、三ヶ藪、能永藪、東福寺、竹ヶ山、竹原、上の原、大脇前、大脇、古城田、車田、鶴田、森ノ下、荷取、浄知院、倉頭、無田、上前田、下前田、古井手、上高添、寺畑、北ノ藪、堂藪、下八幡、麓ノ前、北田、修理田、祇園迫、狐塚、鳥越、麓ノ後、郡山分、木挽田、下天ヶ迫、瀬戸曲、古城、五反田、瀬口、吐合、中村、小長迫、毛越、来宝院、辰ヶ迫、柚木迫、天神迫、長迫、仮屋原、東仮屋原、陣ノ下、目黒田、原田、荒蒔、野稲添、坊ノ下、高寺、内ヶ迫、横峯、人ノ前、大盤若、鷺巢、徳竹、十ノ田、深坪、一丁田、池内、釘元、上水流田、上ノ丸、寺之後及び道少迫）、大字深年の一部（菖蒲迫、大門田、宮ヶ迫、唐竹迫、島ヶ迫、向ヶ迫、内山、菱迫、杉ノ本、轟ノ元、池谷、山内、前平及び松ヶ迫）及び大字八代南俣の一部（諏訪田、樋渡、柳ヶ迫、後迫、餅田、小丸、高尾、片木山、油田、中田、梁ヶ原、門前川原、一ノ谷、仮屋、山下、初木、馬登、園田、松ヶ迫、中尾、馬場南、馬場北、井手ノ口、牛ノ宮、上野、栗巢、上ノ原、堀内、川堀、星ヶ平、水流田、白竹、宮田、川上、宮園、堂ヶ迫、東迫、西迫、押開、口ノ坪、池平、天神下、川上迫、的野及び新村）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 292号の3の2の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 西都市聖陵町1丁目、聖陵町2丁目、御舟町1丁目、御舟町2丁目、桜川町1丁目、桜川町2丁目、水流崎町、中央町1丁目、中央町2丁目、有吉町1丁目、有吉町2丁目、有吉町3丁目、妻町1丁目、妻町2丁目、妻町3丁目、白馬町、上町1丁目、上町2丁目、中妻1丁目、中妻2丁目、旭1丁目、旭2丁目、下妻、右松1丁目、右松2丁目、右松3丁目、右松4丁目、右松5丁目、小野崎1丁目、小野崎2丁目、新町1丁目、新町2丁目、大字右松の一部（池平、松田、嶋畑、長畑、北鶴、逆江が、三反畑、羽黒垣添、堂園、車瀬、工久保、下鶴、瀬戸畑、三反田、島廻、土木井手、刎田、永谷、祇園之上、祇園、城平及び大口川）、大字妻、大字三宅の一部（彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鶴山、仏久保、熊野田、長田、市ヶ藪、川ノ上、土藪、大形、松之内、塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、尾筋東下、田中、溝之手、山王前畑、新町

及び下鶴）、大字岡富、大字黒生野、大字現王島、大字童子丸の一部（鳥帽子方及び中の割）、大字調殿の一部（焼石、桑木原、寿屋敷、鏡心畑、池田、水洗、上古川、塩谷口、土ノ口、寝頃、馬場崎、天神久保、堀の内、出来所、千田前、山隅、中島、角力、篠山及び松田）、大字穂北の一部（合ノ丸）、大字南方の一部（堀ノ口、寺ノ下、前水流、中水流、下水流、吉原、城平、柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、山平、千田迫、伊勢地、車坂、羽根子、嶋台及び中ノ迫）及び大字鹿野田の一部（請関、鶴崎、和田及び河久保）

イ 新富町大字上富田、大字下富田、大字伊倉、富田、富田北、富田西、富田東、富田南、大字三納代の一部（小石田、サルバミ、長瀬ガイ、城ヶ下、志戸平、風早、石川、宮田、馬渡、畑中、柳原、御抜田、荒田、新町、藪田、頭田、十月田、志戸籠、宮ノ前、奥崎、京手、辻、弁指及び山瀬）大字日置の一部（乳母作、垂門、川神、佐山、上六反田、月待田、大久保、小山尻、山川、鳩胸、井手下、寺分及び丸池）及び大字新田の一部（富田向、後鶴、中屋舗、向江、七俣、境田、堀田、浜田、中ノ切、塚原、北田、堂免、森元、溝川、青木、月形、溝開、今別府、水洗、竹下、小深り、今中須、中島、一ツ瀬、上一ツ瀬、猿ヶ瀬、薩摩橋、亀甲、亀甲上、高畑、一本松、四日市下、永池、出口津、東間、船津、中津、平田、山苗代、奈良田、後藪、阿蘇河、岩穴ヶ迫、宮ヶ平、竹ヶ山、陳ヶ迫、新野地、坂ノ上、坂ノ下、栗木田、迫口、平山、前田、芝原下、平ノ前、笹貫、寺畑、井出ノ上、末永村、上中州、三島之下、小中州、黒瀬、砂河原、猫之尾、森延下、森延、月之輪、榎木西、成法寺、洗出、新田原、拾人園、牧神、麓、岡馬、桜木、椎木、東大谷、西大谷、杉馬場、仮拂、大門、野中田、川上、西之島、西中須、西瀬口、松之下、古川、弥六瀬、柳瀬向、配拂、鬼ヶ久保、焼石、前鶴、柳瀬、柳中須、土橋、西河原、竹瀝向、山之坊上、棚ヶ迫、山之坊、小堤、谷川、開元、西堀田、土手下、中村、西中村、開元下、西一本松、中村下、中門口、榊神、竹瀝、七又木、銀代ヶ迫、弓場迫、延命寺、向田、花藪、石田、部頭迫、八幡上、雀迫、東仮迫、西仮迫、深迫、藤山迫、藤山野地、尾小原、綿打、下川、原口、瀬戸口、曲久保、新開、西俣、祇園原、東俣、古開、井出之内、中尾、永牟田、勘大寺、下瀬戸口、谷畔、川床、田向エ、駒取場、永田、八ヶ下、木屋志、宮之下、上深田、笹原、老町田、柳田、鍋山、上別府、大谷川、宮之後、上谷川、下野尾戸、下出口、大溝、直山、出口、栗別府、高芝原、鳥帽子形、元牧神前、鉾津町、羽広及び向原）

ウ 宮崎市佐土原町下田島、佐土原町下富田、佐土原町伊倉、佐土原町松小路、佐土原町石崎1丁目、佐土原町石崎2丁目、佐土原町石崎3丁目、佐土原町上田島の一部（尾丸、大迫、山内、永谷、横山、大原、仲間原、佐野原、山中、松本、境畑、尾曲、今僧津、本鶴府、百日、菅丸、一ノ山、曲田、船ヶ山、高峰、畝原、杉尾、西ヶ廻、永尾、五月田、三月田、平田、平田迫、老町田、三廻谷、城ヶ下、山田ヶ迫、一ノ迫、南ヶ迫、西ヶ廻、向ヶ廻、桜原、菰廻及び犬菰を除く。）、佐土原町下那珂の一部（深草、下山、伊賀給、片瀬原、牧掘、東田、峰前、七ヶ廻、西九坪、城ヶ峰、檜、藪内、岩瀬、五反田、南田、黒坊、諏訪山、田淵田、福塚、成枝権現、井上、馬場住、白坂、萩原、鳥越、曲田、橋口、堤下、押ヶ崎、久保田、伊勢下、榎木田、浮橋、釈迦橋、永田、上永

田、宇多ヶ淵、阿弥陀下、石ヶ峰、西ノ城、島田、除田越及び黒田を除く。) 、佐土原町東上那珂の一部(上永田、永田、山崎、花立、笹原、飯塚、菌田、柳橋、小町、阿蘇田、久保田、下講中、小苗代、大道田、蓮ヶ池、上池、白地、島田、宮田、寺田、大久保、中島、戸樋ノ上、大ノ島、柿内、丘ヶ迫、上講中、北ノ迫、廻山、年居原、高原、小原、前平、沖ノ田、丁田、前田、新宮、春口、横峰、片平、横峰迫、三号原、城ヶ迫、内田、中野原、後迫、弓ヶ迫、和泉迫、堀内、桑木田、小崎、畑田、落井手、宮ノ前、学頭、垣内、沖木、梶原、亀田、西ヶ堀、伊倉、落井手、拾寺坊、重平、矢倉田、平田、一午房、伏原、相ヶ谷、赤津フケ、ボラヶ迫、筒ヶ迫、中ノ迫及び中原を除く。)